

空き家除却補助制度

昭和56年5月31日以前に建築され1年以上居住その他使用実績がない木造空き家を除却工事をする場合に費用の一部を補助して費用負担を軽減することで、防犯及び住環境の改善を図ります。

空き家除却補助事業

昭和56年5月31日以前に建築され1年以上居住その他使用実績がない木造空き家を除却する際に係る費用を**最大40万円**補助します。

※補助事業は予算額に達しますと終了となります。

※補助事業には、条件があります。申請前に行うと補助が受けられませんので、ご注意下さい。



詳しくは都市計画課までご連絡下さい。問い合わせ先:072 - 275 - 6479